

(別紙)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

京都府健康福祉部健康対策課

新型インフルエンザ等が発生した場合においても、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション及び助産所（以下、「医療機関等」という）については、医療を確実に提供することが必要となります。そのため、あらかじめ登録を受けた医療機関等に従事する者に対して、政府対策本部が必要があると認めた時に優先的に予防接種（特定接種）を実施することとされています。

特定接種の対象となる施設の登録については平成 28 年 10 月 14 日～平成 29 年 3 月 17 日の期間に申請を受け付け、多くの医療機関等に御登録いただいたところですが、この度、下記のとおり令和元年 11 月 1 日から新規登録を再開する旨、厚生労働省から連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、未登録の医療機関等におかれましては、新型インフルエンザ発生時の医療体制を確保するため、積極的に御登録いただきますようお願いいたします。

併せて、すでに御登録いただいている医療機関等におかれても、登録内容に変更がないか御確認いただき、修正のある場合にはシステムにて修正登録をお願いします。

記

1. 登録・修正受付期間

令和元年 11 月 1 日から（締め切り日については未定）

2. 登録・修正方法

登録及び修正については、以下の特定接種管理システム登録（ログイン）画面より申請できます。

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

3. 特定接種に係る留意点

- (1) 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。
- (2) 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断・決定されるため、登録されたことをもって必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありません。
- (3) 厚生労働省の登録の際、厚生労働省のホームページにおいて、登録事業者の事業者名、事業所名及び所在地等が公表されます。また、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した際に、実施した登録事業者名等が公表されます。
- (4) 登録申請事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付ける必要があります。

4. その他

(1) 既登録事業者については以下ホームページから確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/shingata-infuleenza/index.html

(2) 新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う特定接種の登録を予定している歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所から特定接種を実施するために接種実施医療機関としての協力依頼があった場合には、「特定接種の接種体制に関する覚書」を取り交わす等、特定接種の実施に関して連携体制を構築していただくようお願いいたします。

5. 問い合わせ先

【システムに関すること】

特定接種管理システムヘルプデスク

MAIL:support@tokutei.mhlw.go.jp

TEL:03-6311-8199

【システム以外に関すること】

京都府健康福祉部健康対策課感染症対策担当

TEL:075-414-4723